

# 重要事項説明書

## 契約書

(令和6年11月1日現在)

ひまり訪問看護ステーション



# 重要事項説明書

合同会社 Be Me が設置するひまり訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、利用者に対して、指定訪問看護（以下「サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたい重要事項をご説明します。

## 1 事業所運営法人

法人名	合同会社 Be Me
法人所在地	埼玉県所沢市荒幡 1018-4
電話番号	04-2968-8348
FAX番号	04-2909-9279
代表者氏名	北川 玲美
法人設立年月日	2024年7月10日
法人が行う事業	訪問看護事業 介護予防事業

## 2 利用事業所

事業所の種類	指定訪問看護
事業所の目的	主治医より訪問看護が必要と判断されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的にサービスを行います。
事業所の名称	ひまり訪問看護ステーション
事業所所在地	埼玉県所沢市荒幡 1018-4
電話番号	04-2968-8348
FAX番号	04-2909-9279
事業所の管理者	北川 玲美
開設年月日	2024年11月1日
事業所番号	1162590610
通常の事業実施地域	所沢市 入間市 狹山市 東村山市 清瀬市 東大和市 武蔵村山市
営業日	月曜日～金曜日（土日祝は応相談） 12月30日～1月3日までは休み
営業時間	8:30～17:30 電話等により、24時間連絡対応が可能な体制をとっています。

### 3 事業所職員体制

管理者	1名（常勤）	管理者は、事業所の管理、訪問看護利用の申し込みの係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の従業員に事業所の運営に必要な指揮命令を行います。
訪問看護師等	2.5名以上 (常勤・非常勤)	訪問看護師等は、訪問看護計画書の作成及び報告書、その他の諸記録を作成し、訪問看護の提供にあたります。

### 4 事業所の基本理念・理念

利用者様を全人的にとらえ、意志決定支援や必要な看護を提供し、安心感とゆとりある自分らしく自立した生活支援を目指します。

- (1) 利用者様が、住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく安心・安定して暮らせるよう24時間体制で支援します
- (2) 医療、保健、福祉等の関係機関との連携を図り、地域貢献に努めます
- (3) 働くスタッフのライフワークバランスを維持し、質の高い看護を提供できる業務体制を確保します
- (4) 看護師の主体性に重きを置き、自立した人材育成を図ることで質の高い看護を提供します

### 5 サービスの内容

事業所は、医師の指示に基づき、個別に訪問看護計画書を作成し、サービスを実施、記録し、月ごとに医師への報告を行います。

サービス内容	訪問看護・計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容例 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪などによる清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者や精神疾患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 6 訪問看護利用料

### (1) 介護保険による訪問看護費【料金表：別表1】

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び介護予防訪問看護・訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに介護予防訪問看護・訪問看護計画の見直しを行います。

加算については以下の通りです。

加算	説明
初回加算	新規に訪問看護を利用した場合。要支援⇨要介護の介護度変更があったとき。一定期間（2ヶ月以上）空けてからの再利用時。
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、計画的な訪問以外の電話相談、緊急訪問を24時間体制で対応。月1回目はどの時間帯でも早朝・夜間・深夜料金とはならない
特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡、在宅患者訪問点滴注射同管理料を算定している場合
複数名訪問加算（Ⅰ）（Ⅱ）	1人の看護師による訪問看護が困難な場合に、同時に複数の看護師、または看護師と看護補助員とで訪問看護を行った場合。
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者に対して、1回の訪問時間が90分を超える訪問を行った場合。
看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）	事業所が一定の基準に満たした場合
退院時共同指導加算	退院前後に在宅療養の指導を訪問看護師と病院の職員が共同で行う場合
ターミナルケア加算	在宅で亡くなられた場合、亡くなられる前にターミナルケアを行った時に算定。
サービス提供体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	事業所が一定の基準に満たした場合
口腔連携加算	歯科専門職と連携を行った場合
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いて医師の死亡判断の補助を行った場合

### (2) 介護保険による訪問看護利用料の計算方法

利用料負担額の計算方法は【単位数×10.42（地域区分6級地単価）×1割～3割（負担割合）】がおおよその目安となります。（端数処理の関係上、実際の金額とは、若干異なる場合があります）介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

別表1 介護保険による訪問看護利用料金表（6級地）

基本サービス		単位	介護報酬額		利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担
要支援	訪問Ⅰ（20分未満）	303	3,157	1回	316	631	947
	訪問Ⅱ（30分未満）	451	4,699	1回	470	940	1410
	訪問Ⅲ（30分～60分未満）	794	8,273	1回	827	1655	2482
	訪問Ⅳ（60分～90分未満）	1,090	11,358	1回	1136	2272	3407
要介護	訪問Ⅰ（20分未満）	314	3,272	1回	327	654	982
	訪問Ⅱ（30分未満）	471	4,908	1回	491	982	1472
	訪問Ⅲ（30分～60分未満）	823	8,576	1回	858	1715	2573
	訪問Ⅳ（60分～90分未満）	1,128	11,754	1回	1175	2351	3526
朝料金（午前6時～午前8時）		25%割増					
夜間料金（午後6時～午後10時）		25%割増					
深夜料金（午後10時～午前6時）		50%割増					
加算		単位	介護報酬額		利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（Ⅰ）		350	3,647	1月	365	729	1094
初回加算（Ⅱ）		300	3,126	1月	313	625	938
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		600	6,252	1月	625	1250	1876
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		574	5,981	1月	598	1196	1794
特別管理加算Ⅰ		500	5,210	1月	521	1042	1563
特別管理加算Ⅱ		250	2,605	1月	261	521	782
複数名訪問加算（Ⅰ） 30分未満（看護師2名）		254	2,647	1回	265	529	794
複数名訪問加算（Ⅰ） 30分以上（看護師2名）		402	4,189	1回	419	838	1257
複数名訪問加算（Ⅱ） 30分未満（看護師と補助員）		201	2,094	1回	209	419	628
複数名訪問加算（Ⅱ） 30分以上（看護師と補助員）		317	3,303	1回	330	661	991
長時間訪問看護加算		300	3,126	1回	313	625	938
看護体制強化加算（Ⅰ）		550	5,731	1月	573	1146	1719
看護体制強化加算（Ⅱ）		200	2,084	1回	208	417	625
退院時共同指導加算		600	6,252	1回	625	1250	1876
ターミナルケア加算		2,500	26,050	1回	2605	5210	7815
サービス提供体制加算（Ⅰ）		6	63	1回	6	13	19
サービス提供体制加算（Ⅱ）		3	31	1回	3	6	9
口腔連携加算		50	521	1月	52	104	156
遠隔死亡診断補助加算		150	1,563	1回	156	313	469
保険対象外【実費】					利用者負担		
エンゼルケア 在宅で亡くなられた場合の処置（ご家族の要望にて）					20,000円（税込）		

(3) 医療保険による訪問看護費【料金表：別表2】

介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働大臣が定める疾患や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。標準の訪問時間は1回の訪問につき30～90分程度です。厚生労働大臣の定める状態にあるものとは次のとおりです。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、脊髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

加算については以下の通りです。

加算	説明
緊急訪問看護加算（14日目まで）	求めに応じて、緊急訪問看護を行った場合。
緊急訪問看護加算（15日目以降）	求めに応じて、緊急訪問看護を行った場合。
24時間対応体制加算	24時間緊急時の対応を希望する場合。
特別管理加算	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡、在宅患者訪問点滴注射同管理料を算定している場合
特別管理加算（重症度が高い方）	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書の期間にある（週1回限り）、特別管理加算の対象者（週1回限り）、90分を超える場合に算定
ターミナルケア療養費	在宅で亡くなられた場合、亡くなられる前にターミナルケアを行った時に算定。
複数名訪問看護加算	末期悪性腫瘍等の特別な管理を必要とするため、複数名で看護師等が訪問する場合。
退院時共同指導加算	退院前後に在宅療養の指導を訪問看護師と病院の職員が共同で行う場合
退院支援指導加算	退院日に在宅療養の指導を訪問看護師が行った場合。
退院支援指導加算（90分以上の場合）	退院日に在宅療養の指導を訪問看護師が90分以上行った場合。
在宅患者連携指導加算	歯科や薬剤管理などの訪問診療と情報を共有し指導を行った場合
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	急変や診療方針の変更に伴いカンファレンスを行った場合
情報提供療養費	同意を得て、市町村・保健所等に訪問し看護に関する情報提供を行った場合。

別表2 医療保険による訪問看護利用料金表

訪問看護基本療養費(I)			利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで	5,550	1日	555	1110	1665
週4日以降	6,550	1日	655	1310	1965
病状等によって加算される主な料金			利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算(1日2回まで)	4,500	1日	450	900	1350
難病等複数回訪問加算(1日3回以上)	8,000	1日	800	1600	2400
緊急訪問看護加算(14日目まで)	2,650	1回	265	530	795
緊急訪問看護加算(15日目以降)	2000	1回	200	400	600
24時間対応体制加算	6,400	1月	640	1280	1920
特別管理加算	2,500	1月	250	500	750
特別管理加算(重症度が高い方)	5,000	1月	500	1000	1500
長時間訪問看護加算	5,200	1週	520	1040	1560
夜間・早朝訪問看護加算 (夜間:午後6時～午後10時・早朝:午前6時～午前8時)	2,100	1回	210	420	630
深夜訪問看護加算(午後10時～翌午前6時)	4,200	1回	420	840	1260
ターミナルケア療養費	25,000	1回	2500	5000	7500
複数名訪問看護加算	4,500	1週	450	900	1350
退院時共同指導加算	8,000	1回	800	1600	2400
退院支援指導加算	6,000	退院日のみ	600	1200	1800
退院支援指導加算(90分以上の場合)	8,400	退院日のみ	840	1680	2520
在宅患者連携指導加算	3,000	1回	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	1回	200	400	600
情報提供療養費	1,500	1回	150	300	450
実費負担分(保険外)		利用者負担額			
90分を越える訪問看護 * 保険適応分の「長時間訪問看護加算」を算定しない日に限る		有償契約に準ずる			
休日料金(1回あたり90分まで) * 休日:土曜・日曜・年末年始(12/30～1/3まで)		2,000円			
有料駐車場を使用した場合		実費			
エンゼルケア(亡くなられた直後に施される処置)		20,000円(税込)			

#### (4) 24時間体制訪問看護サービスについて

本サービスを契約されますと24時間体制で在宅看護サービスを受けることができます。

(注: 24時間訪問看護サービスを希望される場合は、介護保険の場合【緊急時訪問看護加算】・医療保険の場合【24時間対応体制加算】が算定され、加算分の料金が発生します。)

本サービスを受ける場合は、事前に介護保険の緊急時訪問看護加算、医療保険の24時間対応体制加算にご同意をいただきます。

同意された利用者様には緊急連絡用の電話番号をお伝えいたします。症状が思わしくない場合には、緊急連絡用の電話番号におかけください。

- ・専用の携帯電話にてご相談（相談は無料）に応じさせていただきます。
- ・医師の判断が必要な場合には主治医に連絡を取ります。
- ・緊急連絡時、症状が重篤と判断される場合には救急車を要請していただくこともあります。
- ・緊急訪問看護が必要な場合は直接訪問し対応（訪問利用料金は発生）いたします。ただし状態によって訪問の必要性を判断させていただきますので、電話での対応になることもあります。

緊急用の携帯電話は24時間看護師が必ず所持しておりますが、状況によっては連絡が綱柄に場合もありますのでご了承ください。また、このようなときは指定の医療機関へ直接連絡してください。

※この加算は別途契約となりますので【署名欄】ページへのご同意をいただきます。

#### (5) 交通費

地域に問わずいただいておりません。

#### (6) その他

利用者の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

#### (7) 指定介護予防訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

##### ① 訪問看護【介護予防訪問看護】・訪問看護計画を作成する者

氏名 \_\_\_\_\_ (連絡先： )

##### ② 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

## 7 サービスの利用に関する留意事項

サービスの中止・変更	当事業所では、当日キャンセルにおいてキャンセル料が発生します。キャンセルを希望される場合、利用日前日までに事業所までご連絡ください。救急搬送・緊急入院・冠婚葬祭等、やむを得ない事情の場合は、その都度相談してください。
キャンセル料	2000円/回
訪問看護師について	当事業所では、初回訪問時に担当看護師を決定しますが、利用者様を包括的に支援していくため、複数の看護師が交替してサービスを提供します。

## 8 契約の終了について

契約の更新及び終了	<p>利用者様が死亡した場合</p> <p>利用者様が医療機関へ入院した場合。また、医療機関等への入院で退院できない、もしくは長期にわたり、当事業所の提供するサービスの利用が困難となった場合</p> <p>下記Aにより、利用者様から契約の解除の申し出があった場合</p> <p>下記Bにより、事業所から契約の解除の申し出があった場合</p>
A 利用者からの契約解除の申し出	<p>利用者様は、契約の有効期間であっても契約の解除を申し出ることができます。この場合は、契約解除を希望する14日前までに事業所に申し出ください。ただし、以下の場合には利用者様は即時に契約を解除・解約できます。</p> <p>事業所および従事者が、下記13に定める個人情報保護規定に違反した場合</p> <p>事業所および従事者が、利用者の身体、財産、信用等を傷つけるなどの不诚信行為により、その後の契約を継続しがたい事情があった場合</p> <p>上記の他、契約の継続が困難となるような重大な事態が発生した場合</p>
B 事業所からの契約解除の申し出	<p>以下の場合に事業所は、利用者様との契約を解除する場合があります。ただし、この場合事業所は利用者様または家族様に対しその旨の説明を行います。</p> <p>利用者様または家族様が、サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、状態を悪化させたと認めた場合</p> <p>利用者様またはご家族様が、サービス提供にあたって必要な情報について、報告しない又は虚偽の報告をするなど適切なサービス提供が困難であると認められる場合</p> <p>利用者様またはご家族様等が他の利用者様の生命、身体及び財産を傷つけるなど、その後の契約を継続しがたい事情があった場合</p> <p>利用者様が利用料金を1か月以上滞納し、事業者が催促したにもかかわらず14日以内に支払わず滞納し、再度事業者が催促したにもかかわらず14日以内に支払わなかった場合</p> <p>利用者様またはご家族様が、他の利用者様、ご家族様等もしくは事業所又は従業者に対する、暴力、暴言、威嚇（口頭によるものも含む）、セクシ</p>

	ヤルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合 利用者様又はご家族様等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難で、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 9 身分を証する書類の携行

身分証の携行	事業所の従業者は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者様もしくはそのご家族様から求められたときは、いつでもこれを提示します。
--------	---------------------------------------------------------------------

## 10 緊急時・事故発生時の対応について

緊急時・事故発生時の対応	サービス提供時に利用者様の体調が急変した場合や緊急を要する場合、事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族や緊急連絡先（または契約書記載の保証人）等に連絡するとともに、主治医への連絡を行うもしくは受診するなど必要な措置を講じます。
記録と再発防止策	事業所は、事故の発生状況及び事故に際してとった処置について記載します。また、事故の原因を解明し再発を防止するための対策を講じます。
損害賠償	事業所はサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者様に対し速やかに損害賠償を行います。

## 11 サービス提供の記録について

記録の整備と開示および交付	事業所は、利用者様に対し提供したサービスの内容及びその他必要な記録を整備します。利用者様は、必要に応じてその記録の閲覧および複写物の交付を受けることができます。交付を希望される方は、事業所管理者までお問合せください。なお、複写物の交付については、別途料金がかかります。（1枚10円+消費税）
---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 12 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱い	・当法人及び事業所は「個人情報の取り扱いに関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いにためのガイドライン」を遵守し、個人情報を適正に取り扱いします。 ・秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。
従業員に対する契約	当法人、事業所の従業員は、雇用期間中及び退職後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者様またはご家族様の秘密及び個人情報を漏らさないことを雇用契約時に誓約しています。
個人情報使用の同意について	別に定める「個人情報使用同意書」において、同意を得ることとします。
個人情報取り扱い責任者	ひまり訪問看護ステーション 管理者 北川玲美 電話：04-2968-8348

### 13 当事業所以外でのサービスの内容に関する相談・苦情窓口

地域	苦情相談窓口	電話番号
所沢市	福祉部高齢者支援課	04-2998-9120(直通)
入間市	介護保険課	045-329-3447 または 0570-022110
狭山市	介護保険課	04-2953-1111
東村山市	介護保険課	042-393-5111 (内線 3501~3504)
清瀬市	介護保険課	042-497-2080(直通)
東大和市	健幸いきいき部地域包括ケア推進課	042-563-2111 (内線 : 1171)
武蔵村山市	サービス相談調整専門員専用電話	0422-60-2525
	高齢者支援課	0422-60-1925

### 14 料金のお支払いについて

利用料の請求方法	<ul style="list-style-type: none"><li>利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。</li><li>上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月に利用者様宛てにお渡しします。</li></ul>
利用料のお支払い方法	<ul style="list-style-type: none"><li>① 請求月に現金払い</li><li>② 銀行口座振替振込(利用月翌月引き落とし)</li><li>お支払いを確認後、領収書をお渡しします。医療費控除の還付請求の際に必要となる場合がありますので、必ず保管してください。</li></ul>

#### \* 料金の滞納について

- 利用者様が利用料金を1ヶ月以上滞納し、事業者が催促したにもかかわらず14日以内に支払わなかった場合、利用者様の健康・生命に支障がない場合に限り、料金の支払いがあるまで訪問看護の提供を一時停止する場合があります。
- 一時停止の意思表示をした後、14日を経過しても支払いがない場合、利用契約を解除します。

### 15 虐待防止について

事業所は、虐待の発生またはその四阿発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待の防止のために対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
(2) 虐待防止のために指針を整備します。
(3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
(5) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者様のご家族様等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

# 個人情報使用同意書

私は(及び私の家族)、個人情報の使用については、下記により必要最低限の範囲で使用することに同意します。

## 1. 使用する目的

- ・他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・利用者様の診察のため、外部の医師との意見や助言を求める場合
- ・家族等への病状説明
- ・その他利用者様への医療提供に関する使用
- ・その他利用者様への医療保険事務に関する使用
- ・審査支払期間へのレセプトの提供
- ・審査支払期間または保険者からの照会への回答
- ・医療・介護・労災保険・公費負担医療等に関する診療請求のための利用及びその照会に対する回答
- ・外部監査機関への情報提供

## 2. 使用する条件

- ・個人情報の使用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に触れることのないよう細心の注意を払う。

## 【署名欄】 契約書、重要事項説明書、個人情報使用について

以下の通り、本事業所からに関する契約を締結します。

利用者に対し本書面に基づき重要な事項を説明しました。本契約を証するため本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方の記名(押印省略可)の上、それぞれ1通ずつ保有します。

住所：埼玉県所沢市荒幡 1018-4

事業所：ひまり訪問看護ステーション

事業所管理者・重要事項説明者： \_\_\_\_\_

私はこの契約に同意し、契約書、重要事項説明書の各条項及び個人情報誌用について定める利用者の個人情報及び利用者家族の個人情報の使用について、同意します。

### 【24時間対応体制加算】

同意します · 同意しません

西暦) 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号： \_\_\_\_\_

代理人 \_\_\_\_\_ (続柄： )

住所 \_\_\_\_\_

### 【緊急時・事故発生時の連絡先】

医療機関等	名称：
	住所： 電話番号：
家族等	氏名： 続柄：
	住所： 電話番号：